

2023年10月 2 日

共同新設分割に関する事後開示書面

東京都中央区新川一丁目23番 1 号
日清オイリオグループ株式会社
代表取締役社長 久野 貴久

東京都中央区明石町 8 番 1 号
株式会社 J-オイルミルズ
代表取締役社長執行役員 佐藤 達也

岡山県倉敷市水島海岸通三丁目 2 番地
製油パートナーズジャパン株式会社
代表取締役 川邊 修
代表取締役 田中 一伸

日清オイリオグループ株式会社（以下「日清オイリオ」という。）と株式会社 J-オイルミルズ（以下「J-オイル」という。）は、共同新設分割計画書に基づき、日清オイリオ及び J-オイルが日清オイリオの水島工場及び J-オイルの倉敷工場における搾油工程を搾油受託事業とし、それに係る権利義務の一部を承継させる製油パートナーズジャパン株式会社（以下「新設会社」という。）を新たに設立する、共同新設分割（以下「本分割」という。）を行いました。本分割に関する事後開示事項（会社法第811条第 1 項第 1 号、会社法第815条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第209条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2023年10月 2 日

2. 会社法の規定による分割会社の手続の経過

（1）新設分割をやめることの請求

本分割は、会社法第805条の規定に基づき株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当するため、会社法第805条の 2 の規定による請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本分割は、会社法第805条の規定に基づき株主総会における新設分割計画の承認を要しない場合に該当するため、会社法第806条の規定による手続について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

日清オイリオ及び J-オイルは新株予約権を発行していませんので、会社法第808条の規定による手続について該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

日清オイリオ及びJ-オイルは、会社法第810条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年8月28日付官報及び2023年8月28日付電子公告により公告をしましたが、所定の異議申述期間に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、日清オイリオ及びJ-オイルより、日清オイリオの水島工場（岡山県倉敷市水島海岸通三丁目2番地）及びJ-オイルの倉敷工場（岡山県倉敷市玉島乙島新湊8266番地）における搾油工程に関する権利義務を承継しました。本分割により新設会社が日清オイリオ及びJ-オイルから承継した資産及び負債の帳簿価額は、2023年10月2日現在において、資産については14,079百万円（概算値）、負債については1百万円（概算値）です。

4. 上記のほか、新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上